

文化審議会著作権分科会
私的録音録画小委員会
中間整理 概要

平成19年10月12日(金)

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会

1. 私的録音録画問題に関する今までの経緯等 (はじめに 第1章関係)

(1) 私的使用のための複製 (第30条) の適用範囲の変遷

現行法制定時 (昭和45年)、「私的使用の目的」及び「使用する者が複製」を要件として無許諾無償の複製を認める。

その後、店頭等に設置された高速ダビング機で行う私的複製 (昭和59年)、技術的保護手段の回避による私的複製 (平成11年)を除外。

(2) 私的録音録画補償金制度の制定 (平成4年)

録音録画機器等の開発・普及により私的録音録画が広く行われるようになり、著作者、実演家、レコード製作者の経済的利益が不当に害されていることから、平成4年の著作権法改正により、デジタル録音録画機器及び記録媒体から補償金を徴収するという補償金制度を導入。

(3) 文化審議会著作権分科会における検討 (平成18年1月報告書公表)

同分科会に設けられた法制問題小委員会において、ハードディスク内蔵型機器等の追加指定、パソコン等の汎用機器等の取扱い、政令による対象機器等の個別指定方式の見直しについて検討したが、結論は出ず、私的録音録画や補償金制度に関する抜本的な見直しが必要とされた。

(4) 私的録音録画小委員会における抜本の見直し (平成18、19年) と中間整理

平成18年4月より文化審議会著作権分科会において新たに設けられた私的録音録画小委員会において検討し、中間整理をまとめた。

【中間整理の性格】

私的録音録画問題の解決方策について一定の結論を記述したものではなく、これまでの議論から対応策に対する基本的考え方と委員間の合意の形成の状況とその論点についてまとめたものである。

2. 検討結果 (第7章関係)

2-1. 基本的視点 (第1節関係)

(1) 現行の補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと

補償金制度は昭和52年から14年もの議論の結果導入されたものであり、制度導入時(平成4年)以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきは見直し、維持すべきは維持し、現在の状況に合致したものとすること

(2) 文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)で示された課題に留意すること

同報告書においては、私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」と提言し、現行制度に関して多くの課題を指摘

(3) 私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせた基本的視点を踏まえること

本小委員会として、(1)及び(2)に加え、次の視点を重視

ア 私的録音録画により音楽・映像等を楽しむのは社会に定着した現象であり、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用を妨げないよう配慮すべきこと

イ 著作権保護技術や音楽・映像ビジネスの新たな展開など、制度導入以降の新たな状況の変化との関係を十分考慮すべきこと

ウ 仮に補償金制度を維持する場合でも、その内容は、できる限り公正かつ合理的な制度を目指すとともに、今後の利用実態の変化との関係における補償金制度の位置づけをできるだけ明確にすること

2-2.著作権法第30条の適用範囲の見直しについて(第2節関係)

(1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態

基本的考え方

複製技術の開発・普及に伴い、立法当初予想していない実態が生じた場合、見直しは当然。

違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画

ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。

以下のような理由から、第30条の適用除外が適当であるとする意見が大勢であった。

通常の利用を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではない
利用秩序の変更を伴うが、違法サイト等からの複製は違法という秩序は利用者にも受け入れられやすい
違法サイト等の利用が抑制される等、違法サイト等の対策により効果があると思われる
違法サイト等が減少すれば録音録画実態も減少するため、違法状態が放置されることにはならない

ただし、利用者保護の観点から 違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等に限定。
罰則はなし。

なお、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であって、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対だという意見があった。

(参考) 諸外国における同様の方向の法改正・司法判断
ドイツ(03年)、フランス(06年)、スペイン(06年)等:法改正 アメリカ:高裁で違法判決(01年)

他人から借りた音楽CDからの私的録音

違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲からの除外については慎重な意見が大勢であった。

2-2.著作権法第30条の適用範囲の見直しについて(第2節関係)

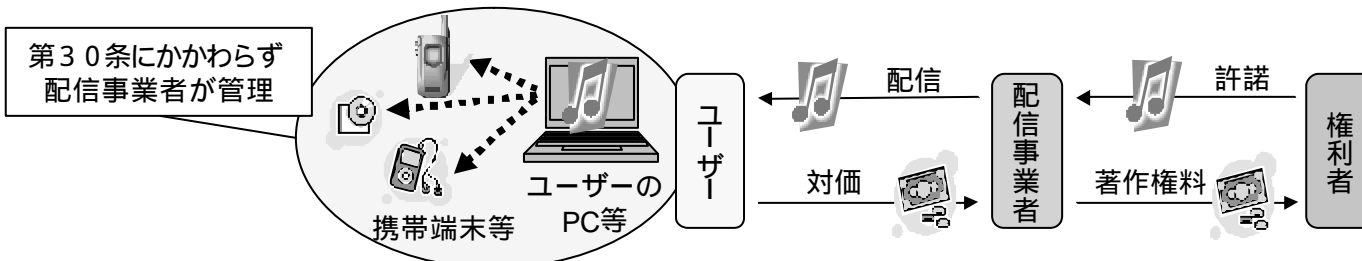
(2)音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態

基本的考え方

著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態がある利用形態では、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、第30条の適用除外としても利用秩序に混乱は生じないと考えられる。

ただし、権利者と利用者が直接契約できない現状から、利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような形態に限定する。

適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画



配信事業の実態から、第30条の適用範囲から除外することが適当であるという意見が大勢であった。

また、第30条の適用除外とすることで、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)において指摘されている著作権料と補償金の二重取りの懸念が解消されることに留意。

レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画

契約により私的録音録画の対価が徴収されている実態は確認できなかった。

利用者から私的録音録画の対価を徴収するような契約体系へ変更することは困難であることなどから、これらの利用形態を第30条の適用除外とすることについては慎重な意見が多かった。

2-3. 補償の必要性について (第3節関係)

(1) 権利者が被る経済的不利益

現行補償金制度導入時に考え方は示されているが、改めて再整理。
様々な意見を踏まえ、法律的な視点から次の2点に整理。

私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方

権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方

(2) 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係

著作権保護技術により録音録画回数に一定の制限があるものの、その範囲内の録音録画は認める場合について、どのような場合に経済的不利益が生じるかについては、次の意見に分かれており一致を見ていない。

著作権保護技術によって通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画ができるのであれば(1)の基準に戻って権利者の経済的利益及び補償の必要性は判断すべきであるという意見

利用者は通常必要とする範囲の録音録画を第30条に基づき行うことができるのであれば、原則として、補償措置が不要という議論に直ちにつながるものではない。また、現状では権利者が主体的かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ないので、著作権保護技術が施されていれば直ちに権利者は補償を求めるべきでないとするのは不適切である。

権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上(著作権保護技術の内容により想定できる)で提供しているので、重大な経済的不利益はなく、補償の必要性はないとする意見

著作物等が暗号化された上で録音録画されているパッケージ商品、デジタル放送、ネット配信サービスなどは、著作権保護技術により利用者の録音録画が想定されており、また当該信号等は権利者の意思に従い付されているので、録音録画の制限回数に係わらず権利者に重大な不利益は与えていない。

2-3. 補償の必要性について (第3節関係)

(3) 補償の必要性の有無

(2) の見解では、補償の必要性なし。

(2) の見解に立った上で、(1)の考え方を踏まえて整理すると次の通りである。

ア 経済的不利益に関する評価

購入した音楽CDからのプレイシフト目的の録音や、タイムシフト目的の録画については、(1)の立場から権利者が被る経済的不利益が充分立証されていないとの指摘があったが、一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態があり、全体としては権利者に経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解が得られた。

イ 権利者の受忍限度と補償の必要性

経済的不利益があるとしても、それが権利者の受忍限度を超えなければ補償の必要性はあるとはいえないが、その基準を改めて定めるのは困難であり、平成4年の補償金制度導入時の実態等を総合的に評価して判断する必要がある。

(4) 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案

著作権保護技術の内容や当該技術と契約の組み合わせ方法などのあり方次第では、補償が不要になる場合があることに大きな反対はないところであり、そうした場合、補償金制度も不要となることは当然である。補償の必要性がなくなる試案として次のような整理が提案されている。

著作権保護技術の効果により私的録音録画の量が減少し、一定の水準を下回ったとき (私的録音録画が著作権保護技術によって厳しく制限されれば、権利者の不利益も少なくなるため)

著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき (権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)

著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき (録音録画の対価を確保できる状況となるため)

2-4. 補償措置の方法について (第4節関係)

(1) 補償金制度による対応

個々の利用者から個別に補償金を徴収することは困難であり、それに代わる2つの方法について検討。

録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計

録音源・録画源の提供という行為に着目した制度設計

の制度は、

・権利者の被る経済的不利益と機器等の普及に因果関係を認めてきた従来の考え方を改め、権利者の被る経済的不利益と録音源・録画源の提供に因果関係を認める考え方に変更することになり、私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要が生じること

・機器等を所有していない者からも事実上補償金を徴収することになること

など不合理性が目立つため、仮に補償金制度を導入するとすれば、この制度が適当とする意見が大勢であった。

(2) 権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応

関係者は権利者と著作物等の提供者との契約によって解決する方策を追求すべきであり、その結果、第30条を改正して補償金制度を廃止したり、場合によっては第30条の適用範囲を縮小することができるという意見があった。

民間同士の契約関係に全面的に委ねるこの方法は、このような契約が実現できるか疑わしいことなどから、課題が多いとされた。

2 - 5 .補償金制度のあり方について (仮に補償の必要性があるとした場合) (第5節関係)

(1)補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直し

基本的考え方

現在の補償金制度では、主たる用途が私的録音録画である分離型のデジタル録音録画機器・記録媒体が対象。

(例) MD、CD-R利用機器及び記録媒体 (以上録音)、D-VHS、DVD-R利用機器及び記録媒体 (以上録画)

しかし、現在では、記録媒体を内蔵したポータブル録音録画機器やパソコン等のような非対象機器等を使用して行なう新たなデジタル録音録画の実態が一般化しており、利用実態などを踏まえ、対象機器・記録媒体の範囲を適切に見直す必要あり。

見直しの要点

対象機器等の範囲の考え方は次のように分かれており、意見の一致に至っていない。

ア 著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきであるという考え方

イ 現行法の考え方 (私的録音録画の可能性が高い機器等を対象とする)を原則として維持すべきであるとする考え方

上記の点を踏まえ、議論の結果、記録媒体内蔵型録音録画機器 (例 ハードディスクドライブ内蔵型録画機器、携帯用オーディオレコーダー)については、対象に追加すべきとする意見が大勢であったものの、汎用的な機能を有する機器 (例 パソコン、携帯電話)等については意見が一致しなかった。

2-5. 補償金制度のあり方について (仮に補償の必要性があるとした場合) (第5節関係)

(2) 対象機器・記録媒体の決定方法の見直し

現行の政令指定方式の問題点を踏まえ、機器等の多機能化が進む現状の中で紛らわしい機器に柔軟に対応できる仕組みが必要と考えられること、利害関係者の意見が反映されるような仕組みが必要なことから、「法令で定める基準に照らして、公的な評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定めることとする見直し方策が提案され、基本的方向性はおおむね了承された。

(3) 補償金支払義務者の見直し

現行制度では、録音録画機器・記録媒体の利用者が支払義務者、録音録画機器・記録媒体のメーカーは支払協力義務者となっているが、諸外国のようにメーカーを支払義務者にすべきとする意見も強く、意見の一致をみていない。

(4) 補償金の額の決定方法の見直し

現行法制定時と異なり、著作権保護技術により録音録画が一定の制限を受ける場合があることを踏まえ、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映できるようにすべきであることに異論はなかった。

契約に基づく私的録音録画や、プレイスシフト、タイムシフトなどの要素も反映すべきことにおおむね異論はなかった。

(5) その他の点の見直し

補償金管理団体の見直し (補償金を徴収・分配する補償金管理団体を録音分野と録画分野で一つに統合)

権利者全体の利益のための共通目的事業のあり方の見直し (透明性の確保、情報公開等)

消費者に対する補償金制度の広報のあり方の見直し (認知度の向上、理解促進等) 等